

介護保険料における基準所得金額の見直しについて

1 経緯

令和6年の老齢基礎年金（満額）の年間支給額が制度設計以降初めて80万円を超えた。これを受け、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないように、介護保険法施行令が改正された。

2 改正の内容

保険料段階の第2段階と第3段階、第5段階と第6段階の境界にあたる基準所得金額を80万円から80万9千円に見直す（令和7年4月1日施行）

保険料段階	対象者（改正後）	基準額に乗じる率	保険料（年額）
1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.25	19,500円
2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が <u>80万9千円</u> 以下の人	0.25	19,500円
3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が <u>80万9千円</u> を超え120万円以下の人	0.30	23,400円
4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.65	50,700円
5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が <u>80万9千円</u> 以下の人	0.85	66,300円
6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が <u>80万9千円</u> を超える人	1.00	78,000円 (基準額)

3 その他

高額介護（予防）サービス費、補足給付の基準についても同様に見直す見込み（令和7年8月1日施行予定）